に改め、同条第三項中「前項」を「前二項に定めるもののほか、これら」に改め、「重量」の下に「又は金額」を、「計算」の下に「その他これらの規定の適用」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、第一号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

一　加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の一グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

二　加熱式たばこの重量（フィルターその他の総務省令で定めるものに係る部分の重量を除く。）の〇・四グラムをもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

三　次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの一本の金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額をもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

イ　売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第三十三条第一項又は第二項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ　当該小売定価に相当する金額（消費税法の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び前章第三節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

ロ　イに掲げるもの以外の加熱式たばこ　たばこ税法第十条第三項第二号ロ及び第四項の規定の例により算定した金額

第四百六十八条中「五千二百六十二円」を「五千六百九十二円」に改める。

第五百二十三条及び第五百二十四条を次のように改める。

第五百二十三条及び第五百二十四条　削除

第七百一条の三十四第三項第九号中「第一条の五」を「第一条の五第一項」に改め、「及び」の下に「同条第二項に規定する」を、「もの」の下に「及び同条第二十九項に規定する介護医療院で政令で定めるもの」を加える。

第七百三十四条第三項中「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「字句に、それぞれ」を「字句に」に改め、同項の表第三百十四条の四第一項の項の次に次のように加える。

第三百二十一条の八第二十四項	並びに第五十三条第二十四項に規定する法人税割額の合計額	の合計額
第三百二十一条の八第二十五項	並びに第五十三条第二十五項に規定する法人税割額の合計額	の合計額

第七百三十四条第三項の表第三百二十一条の八第二十四項の項中「第三百二十一条の八第二十四項」を「第三百二十一条の八第二十六項」に、「第五十三条第二十四項」を「第五十三条第二十六項」に改め、「を超える額」を削り、同条第四項中「によつて」を「により」に改める。

附則第三条の二第二項及び第三条の二の二中「第六十五条、第七十二条の四十五の二及び第三百二十七条」を「第六十五条第一項及び第四項、第七十二条の四十五の二第一項並びに第三百二十七条第一項及び第四項」に改める。

附則第四条第一項第一号及び第四条の二第一項第一号中「平成二十九年十二月三十一日」を「平成三十一年十二月三十一日」に改める。

附則第八条第二項中「同法第四十二条の四第六項若しくは第七項」を「同条第六項若しくは第七項」と、「これらの規定」とあるのは「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ」に、「及び第四十二条の十二の五」とあるのは「並びに第四十二条の十二の五」を「）及び第六十六条の九の三」とあるのは「）並びに第六十六条の九の三」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の四」とあるのは「第四十二条の四第一項及び第二項」と、「及び第四十二条の十二の六」とあるのは「並びに第四十二条の十二の六」に改め、同条第三項中「」とあるのは「」とする」を「、」とする」に改め、同条第四項中「」とあるのは「」を「、」とあるのは「」に、「第二項」を「第二項、」に改め、同条第九項及び第十項を削り、同条第十一項中「第四十二条の十二第五項第一号」を「第四十二条の十二第四項第一号」に、「同条第二項又は第三項」を「同条第一項又は第二項」に改め、「第四十二条の十二の二」の下に「第四十二条の十二第一項、」を加え、「第四十二条の十二の二」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「第六十八条の十五の二第四項第一号」を「第六十八条の十五の二第四項第一号」に、「同条第二項又は第三項」を「同条第一項又は第二項」に改め、「、第六十八条の十五の二第一項」を削り、同項を同条第十項とし、同条第十三項中「平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」に改め、「、第四十二条の十二の二及び」を削り、「及び第四十二条の十二の二」を「第四十二条の十二の五第二項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」に改め、「、第六十八条の十四から第六十八条の十五の三まで及び」を削り、「及び第六十八条の十四から第六十八条の十五の三まで」を「第六十八条の十五の六第二項」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の二項を加える。

13　中小企業者等の平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の十二の五第二項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ハの規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の十二の五」とあるのは、「第四十二条の十二の五第一項」とする。

14　中小連結親法人等の平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該連結事業年度の連結法人税額に係る調整前個別帰属法人税額について租税特別措置法第六十八条の十五の六第二項の規定により控除された金額のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額がある場合における第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三の規定の適用については、これらの規定中「第六十八条の十五の六第一項」とする。

15　中小企業者等の各事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の十二の六第二項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」とあるのは「第四十二条の十二の五」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「、第四十二条の十二の五及び第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」とあるのは「及び第四十二条の十二の五」とする。

16　中小連結親法人等の各連結事業年度の連結法人税額に係る調整前個別帰属法人税額について租税特別措置法第六十八条の十五の七第二項の規定により控除された金額のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額がある場合における第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三の規定の適用については、これらの規定中「第六十八条の十五の六、第六十八条の十五の七」とあるのは、「第六十八条の十五の六」とする。

附則第八条の二第一項中「これらの規定中「第四十二条の十二の五」とあるのは、「第四十二条の十二の五」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「の規定の」とあるのは「」に、「平成二十七年法律第九号）」を「平成二十七年法律第九号。以下この号において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）」に、「同法第八条」を「平成二十七年所得税法等改正法第八条」に、「第四十二条の四（」を「（以下この号において「平成二十七年旧租税特別措置法」という。）第四十二条の四（」に、「のうち同法」を「のうち平成二十七年旧租税特別措置法」に、「平成二十八年法律第十五号）」を「平成二十八年法律第十五号。以下この号において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）」に、「同法第十条」を「平成二十八年所得税法等改正法第十条」に、「」とする」